

## 個人情報の開示等の請求手続きについて

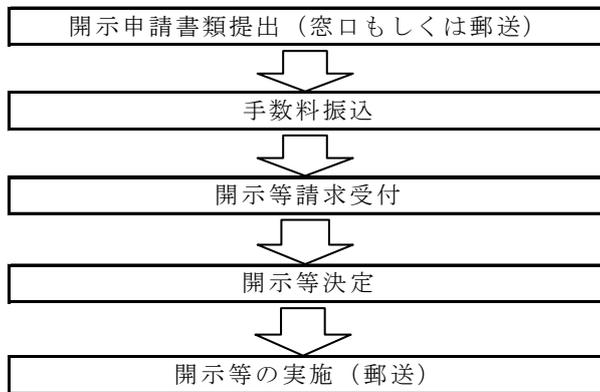
愛媛県国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」といいます。）は、個人情報について、本人またはその代理人から個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用停止、第三者提供の停止、消去（以下、「開示等」といいます。）の請求について、次のとおり対応させていただきます。

### 1. 開示等の請求可能な方

- (1) 本人  
 (2) 代理人
- { ・ 親権者、未成年者又は成年被後見人の法定代理人  
 ・ 開示等の請求をすることにつき本人が委任した代理人

### 2. 開示等の請求方法

#### (1) 開示等の請求フロー図



#### (2) 開示等の請求にかかる申請書類

開示等申請者	申請書 (注1)	本人確認 書類 (注2)	印鑑登録 証明書*	その他添付書類*	
本人	連合会 所定の 申請書 (実印 捺印)	本人確認 書類	本人の印鑑登 録証明書		
法定代理人		代理人の本人 確認書類	代理人の印鑑 登録証明書		
				未成年 後見人	本人との関係が証明できる戸籍謄本、ま たは裁判所の選定決定書の正本もしくは 謄本、または後見登記の登記事項証明書
成年 後見人				裁判所の選定決定書の正本もしくは謄 本、または後見登記の登記事項証明書	
委任による 代理人			代理人の印鑑 登録証明書 と、 開示等対象者 の印鑑登録 証明書	開示等の請求の委任状 (注3) (請求対象者本人の実印捺印)	

\* 発行日から3ヵ月以内のもの

(注1) 連合会所定の申請書

## 開示等申請書

### (注2) 本人確認書類

開示等の請求が本人からの請求であることを確認させていただくために、以下の書類（有効期間内のもの）が必要となります。

窓口での本人確認 (以下の中から1点)	郵送による本人確認 (以下の中から1点)
<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・旅券(パスポート)</li><li>・写真付住民基本台帳カード</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・外国人登録証</li><li>・その他公的機関が発行する写真付証明書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民票*</li><li>・戸籍謄(抄)本*</li></ul>

\*発行日から3ヵ月以内のもの

### (注3) 連合会所定の委任状 委任状

### (3) 手数料及び徴収方法

#### 開示請求手数料

1回の請求毎に2,000円（簡易書留郵便料金含む）

- ・ まず、開示申請書類を連合会に提出していただきます。申請書類を受け取り次第、連合会より手数料振込用紙を開示申請者宛に郵送いたします。
- ・ 手数料振込用紙が届きましたら、手数料2,000円を所定の期間内にご入金ください。（振込にかかる手数料はご負担下さい。）
- ・ 連合会は、手数料が振り込まれたことを確認した上で、開示請求を受け付けます。なお、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示請求がなかったものとして対応させていただきます。

### 3. 開示等の請求に対する回答方法

- ・ 開示等の請求に対する回答は、開示等の対象となる本人に対して申請書記載住所宛に郵送（簡易書留）して回答いたします。
- ・ 開示等の請求については、申請書類を受付けてから2週間以内に回答いたします。ただし、窓口が混雑している場合や、委託元との協議が必要な場合等の事情により、回答が遅延する場合がありますので、あらかじめご了承ください。（2週間以上、日数を要する場合は、その旨ご連絡いたします。）

### 4. 開示等の請求に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求に伴い取得した個人情報は、開示等の請求に必要な範囲のみで取り扱います。

提出いただいた書類は、開示等の請求に対する回答が終了した後3年間保存し、その後責任をもって廃棄させていただきます。

### 5. 「開示対象個人情報」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、理由を付記して通知いたします。また、不開示の場合についても、所定の手数料はいただきますことをご了承ください。

- ・ 本人が確認できない場合
- ・ 代理人による請求に際して、代理権が確認できない場合
- ・ 所定の申請書や添付書類に不備があった場合
- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 連合会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ その他法令に定める場合および法令に違反することとなる場合
- ・ 開示の請求の対象が「開示対象個人情報」に該当しない場合

※レセプトや介護給付費明細書等、委託を受けて処理している個人情報であって、連合会は開示等を行う権限を有していないため、連合会が取り扱っているレセプトや介護給付費明細書等は「開示対象個人情報」に該当しない。

## 6. 改訂について

この開示等の請求手続きは、個人情報の保護を図るため、及び法令等の変更に対応するため、内容を改訂することがあります。あらかじめご了承ください。その都度ご確認をお願いいたします。

### 【個人情報取扱い窓口】

個人情報に関する苦情、相談、問い合わせは、以下の窓口で受け付けております。

住所 : 〒791-8550

愛媛県松山市高岡町101番地1

愛媛県国民健康保険団体連合会 総務課（個人情報 苦情・相談窓口）

TEL : 089-968-8800 FAX : 089-965-3800

E-mail : soumu@kokuhoren-ehime.jp